

## 2. 特定土工点検における変状事例の整理方針

### 2.1 変状事例の整理について

「点検要領」での判定区分は、図 2-1 に示す通りである。本資料における整理方針としては、道路土工構造物である切土、盛土別に判定区分Ⅱ及びⅢと判定された道路土工構造物に含まれる施設毎の変状事例を整理するものとした。

本資料において、変状事例を整理する施設の種類及び変状の種類を表 2-1～2-2 に示す。なお、表 2-1～2-2 は、「点検要領 別紙 1 切土又は盛土を構成する各施設の点検における着眼点」をもとに、施設の種類及び着目すべき変状を分類したものである。ただし、多種多様であるという道路土工構造物の特性上、全ての着眼点に対応する変状が本資料で網羅されるものではないことに留意が必要である。

なお、施設及び変状の分類毎に、実際の点検結果をもとに道路土工構造物の診断を行う上で参考となるよう着目すべき変状発生位置等を示した図もそれぞれ掲載した。

#### 6-3 健全性の診断

特定道路土工構造物の健全性の診断は以下の判定区分により行う。	
判定区分	判定の内容
I 健全	変状はない、もしくは変状があっても対策が必要ない場合（道路の機能に支障が生じていない状態）
II 経過観察段階	変状が確認され、変状の進行度合いの観察が一定期間必要な場合（道路の機能に支障が生じていないが、別途、詳細な調査の実施や定期的な観察などの措置が望ましい状態）
III 早期措置段階	変状が確認され、かつ次回点検までにさらに進行すると想定されることから構造物の崩壊が予想されるため、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい場合（道路の機能に支障は生じていないが、次回点検までに支障が生じる可能性があり、できるだけ速やかに措置を講ずることが望ましい状態）
IV 緊急措置段階	変状が著しく、大規模な崩壊に繋がるおそれがあると判断され、緊急的な措置が必要な場合（道路の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態）

なお、診断にあたって、構造物の安定性、変状の進行性、道路機能への影響といった着眼点をもつことが必要

図 2-1 点検要領における判定区分<sup>1)</sup>

※本資料に掲載されている事例毎の説明文は実際に実施された定期点検のデータに記載されている内容を基本としているため、変状事例間で必ずしも表現が統一されているものではない。

表 2-1 切土における施設の種類と着目すべき変状

切 土	
切土のり面	のり面・地山の変状
吹付モルタル、のり枠	吹付のり面の変状
	のり枠の変状
グラウンドアンカー（ロックボルト）	アンカーの支圧板、受圧構造物の変状
	アンカーの頭部の変状
	ロックボルトの変状
擁壁	擁壁の安定性に関わる変状
	壁面の変状
	排水施設の変状
排水施設	排水施設の変状
	周辺の変状
落石防護施設	
落石予防施設	部材（柵、網 等）の変状
雪崩対策施設	基礎部、前面地盤の変状
	背面状況、対象岩体・土砂の状況

表 2-2 盛土における施設の種類と着目すべき変状

盛 土	
盛土のり面	のり面の変状
	路面の変状
擁壁・補強土壁	擁壁の安定性に関わる変状
	壁面の変状
	基礎部、前面地盤の変状
	排水施設の変状
排水施設	排水施設の変状
	周辺の変状
カルバート	本体の変状
	ウイングの変状
	路面の変状